

COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン/ビジネス通話プラン 利用規約【現改比較表】 2023年3月24日現在

～2023年3月23日	2023年3月24日～
<p>(許諾の範囲)</p> <p>第1条 当社は、音声通話をリアルタイムでテキスト化することにより業務を効率化するクラウドサービスである、COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン（以下「本サービス」といいます。）を契約者が利用するための条件として、COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。</p> <p>2 本サービスのうちVPNコースの利用には別途、当社の指定するネットワーク接続サービスとして Universal One サービス契約約款に定める Arcstar Universal One サービス及び Smart Data Platform サービス利用規約別冊に定める Flexible InterConnect サービスの契約が必要です。インターネットコースの利用には別途、契約者にてインターネット接続環境の用意が必要です。この場合において、VPNコースの場合、Arcstar Universal One サービス及び Flexible InterConnect サービスの提供が開始されていない場合、インターネットコースの場合、インターネット接続環境が開通されていない場合においても、本サービスの提供を開始するものとします。</p>	<p>(許諾の範囲)</p> <p>第1条 当社は、音声通話をテキスト化することにより業務を効率化するクラウドサービスである、COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン及びビジネス通話プラン（以下「本サービス」といいます。）を契約者が利用するための条件として、COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン/ビジネス通話プラン利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。</p> <p>2 本サービスのうちVPNコースの利用には別途、当社の指定するネットワーク接続サービスとして Universal One サービス契約約款に定める Arcstar Universal One サービス及び Smart Data Platform サービス利用規約別冊に定める Flexible InterConnect サービスの契約が必要です。インターネットコースの利用には別途、契約者にてインターネット接続環境の用意が必要です。ビジネス通話プランの利用には別途、当社の指定するネットワーク接続サービスとして Universal One サービス契約約款に定める Arcstar Universal One サービス、Smart Data Platform サービス利用規約別冊に定める Flexible InterConnect サービス、株式会社NTTドコモのFOMA、Xi、5Gいずれかの音声回線及び通話録音サービス（音声回線のオプションサービス）の契約が必要です。この場合において、VPNコースの場合、Arcstar Universal One サービス及び Flexible InterConnect サービスの提供が開始されていない場合、インターネットコースの場合、インターネット接続環境が開通されていない場合、ビジネス通話プランの場合、Arcstar Universal One サービス及び Flexible InterConnect サービス及び株式会社NTTドコモのFOMA、Xi、5Gの音声回線による通話録音サービスの提供が開始されていない場合においても、本サービスの提供を開始するものとします。</p>

～2023年3月23日

2 [本サービスの利用](#)には別途、当社が指定する業者（以下、「指定業者」といいます。）が提供する通話音声取得装置（以下、「本装置」といいます。）の購入及び保守サービスまたはレンタルサービスの申込みが必要です。また、保守サービスの提供範囲は指定業者の提供する契約書によるものとし、契約者は本サービスの申込みと同時に保守サービスに契約するものとします。（ただしレンタルサービスに申し込みがある場合を除きます。）なお、契約者がレンタルサービスを選択する場合は、契約者と指定業者との間で別途契約（以下「レンタルサービス契約」といいます。）を締結するものとします。

2023年3月24日～

2 [本サービスの利用（ビジネス通話プランを除く）](#)には別途、当社が指定する業者（以下、「指定業者」といいます。）が提供する通話音声取得装置（以下、「本装置」といいます。）の購入及び保守サービスまたはレンタルサービスの申込みが必要です。また、保守サービスの提供範囲は指定業者の提供する契約書によるものとし、契約者は本サービスの申込みと同時に保守サービスに契約するものとします。（ただしレンタルサービスに申し込みがある場合を除きます。）なお、契約者がレンタルサービスを選択する場合は、契約者と指定業者との間で別途契約（以下「レンタルサービス契約」といいます。）を締結するものとします。

～2023年3月23日	2023年3月24日～
<p>(最低利用期間)</p> <p>第5条 本サービスには最低利用期間があります。</p> <p>2 前項の最低利用期間は、当社が本サービスの提供を開始した日（以下、「提供開始日」といいます。）から起算して1か月とします。但し、提供開始日までに本装置の納品もしくは設置導入作業が完了しなかった場合、当該工事が完了した日を提供開始日とし、これにより契約者に発生した損害について当社は責任を負わないものとします。（ただしレンタルサービスに申し込みがある場合を除きます。）</p> <p>3 契約者は、前項に定める最低利用期間内に本サービスに係る契約の解約があった場合は、当該解約があった日（以下、「解約日」といいます。）から最低利用期間末日までの期間に相当する料金（音声認識利用料(Google)（利用料に限ります。）を除きます。）を日割り計算したものを一括して支払うものとします。その際の料金は、解約日に契約中のコースに基づき計算されます。</p>	<p>(最低利用期間)</p> <p>第5条 本サービスには最低利用期間があります。</p> <p>2 前項の最低利用期間は、当社が本サービスの提供を開始した日（以下、「提供開始日」といいます。）から起算して1か月とします。但し、提供開始日までに本装置の納品もしくは設置導入作業が完了しなかった場合、当該工事が完了した日を提供開始日とし、これにより契約者に発生した損害について当社は責任を負わないものとします。（ただしレンタルサービスに申し込みがある場合を除きます。）</p> <p>3 契約者は、前項に定める最低利用期間内に本サービスに係る契約の解約があった場合は、当該解約があった日（以下、「解約日」といいます。）から最低利用期間末日までの期間に相当する料金（音声認識利用料(Google)（利用料に限ります。）並びにビジネス通話プランの音声認識利用料及びオプション利用料を除きます。）を日割り計算したものを一括して支払うものとします。その際の料金は、解約日に契約中のコースに基づき計算されます。</p>

～2023年3月23日

2023年3月24日～

(契約者が行う本契約の変更)

第8条 契約者は本契約内容の変更を行おうとするときは、別紙「料金一覧」に定める期日までに当社所定の方法により申し込むものとします。

2 前項に定める申込みがあったときは、当社は、第4条（申込みと承諾）の規定に準じて取り扱います。

3 変更後の料金は変更内容が適用された月から反映されます。変更内容が適用される時期は、第1項に定める申込み内容によって異なります。

4 契約者は本契約内容を変更する場合、別紙「料金一覧」に定める「サービス工事費」の変更工事費を支払うものとします。

5 [契約者](#)は外線数を増やす場合には、更に「通話音声取得装置に関する料金及び工事費」の機器工事費のうち設定変更費、ソフトウェア初期費（追加分）を支払うものとします。なお、契約中の外線数を変更することにより機器変更が生じる場合、「通話音声取得装置に関する料金及び工事費」の機器初期費のうち通話音声取得装置初期費及びソフトウェア初期費、機器工事費のうち初期設定費及び設置導入費が再度発生します。但し、第5条第3項に定める料金は発生しません。外線数を減らす場合は、更に「通話音声取得装置に関する料金及び工事費」の機器工事費のうち設定変更費が発生します。なお、減少した分の外線数に関する保守費については返還しません。

6 契約者は、VPNコースとインターネットコースを跨ぐ契約の変更の必要がある場合は、該当となる契約を解約のうえ新たな申込みが必要です。その際、別途、「通話音声取得装置に関する料金及び工事費」の機器工事費等のうち設置導入費およびコース変更費が発生します。但し、第5条第3項に定める料金は発生しません。

(契約者が行う本契約の変更)

第8条 契約者は本契約内容の変更を行おうとするときは、別紙「料金一覧」に定める期日までに当社所定の方法により申し込むものとします。

2 前項に定める申込みがあったときは、当社は、第4条（申込みと承諾）の規定に準じて取り扱います。

3 変更後の料金は変更内容が適用された月から反映されます。変更内容が適用される時期は、第1項に定める申込み内容によって異なります。

4 契約者は本契約内容を変更する場合、別紙「料金一覧」に定める「サービス工事費」の変更工事費を支払うものとします。

5 [契約者（ビジネス通話プランを除く）](#)は外線数を増やす場合には、更に「通話音声取得装置に関する料金及び工事費」の機器工事費のうち設定変更費、ソフトウェア初期費（追加分）を支払うものとします。なお、契約中の外線数を変更することにより機器変更が生じる場合、「通話音声取得装置に関する料金及び工事費」の機器初期費のうち通話音声取得装置初期費及びソフトウェア初期費、機器工事費のうち初期設定費及び設置導入費が再度発生します。但し、第5条第3項に定める料金は発生しません。外線数を減らす場合は、更に「通話音声取得装置に関する料金及び工事費」の機器工事費のうち設定変更費が発生します。なお、減少した分の外線数に関する保守費については返還しません。

6 契約者は、VPNコースとインターネットコースを跨ぐ契約の変更の必要がある場合は、該当となる契約を解約のうえ新たな申込みが必要です。その際、別途、「通話音声取得装置に関する料金及び工事費」の機器工事費等のうち設置導入費およびコース変更費が発生します。但し、第5条第3項に定める料金は発生しません。[なお、他のプランとビジネス](#)

～2023年3月23日	2023年3月24日～
<p>7 契約者がレンタルサービスを選択した場合、前2項に定める費用等は、レンタルサービス契約に基づき契約者から指定業者に支払うものとしします。</p> <p>8 契約者は、利用する音声認識エンジンを変更する場合、変更申込を行った日の属する月の翌月以降で契約者が指定する月（変更申込を行なった日から起算して1年後の日が属する月までに限ります）の月初からの変更になり月の途中での変更はできません。</p> <p>（契約者が行う本契約の解約）</p> <p>第9条 契約者は本契約を解約しようとするときは、当社所定の方法により、解約を希望する日の10営業日前までに当社に申込みものとします。</p> <p>2 本契約の解約と同時にCOTOHA Voice Insight バッチプラン利用規約に定めるCOTOHA Voice Insight バッチプランのサービス申込を行う場合は、COTOHA Voice Insight バッチプランの最低利用期間の計算において、本契約における利用期間を引き継ぐものとします。</p>	<p><u>通話プランを跨ぐ変更はできません。</u></p> <p>7 契約者がレンタルサービスを選択した場合、前2項に定める費用等は、レンタルサービス契約に基づき契約者から指定業者に支払うものとしします <u>（ビジネス通話プランを除く）</u>。</p> <p>8 契約者は、利用する音声認識エンジンを変更する場合、変更申込を行った日の属する月の翌月以降で契約者が指定する月（変更申込を行なった日から起算して1年後の日が属する月までに限ります）の月初からの変更になり月の途中での変更はできません <u>（ビジネス通話プランを除く）</u>。</p> <p>（契約者が行う本契約の解約）</p> <p>第9条 契約者は本契約を解約しようとするときは、当社所定の方法により、解約を希望する日の10営業日前までに当社に申込みものとします。</p> <p>2 本契約の解約と同時にCOTOHA Voice Insight バッチプラン利用規約に定めるCOTOHA Voice Insight バッチプランのサービス申込を行う場合は、COTOHA Voice Insight バッチプランの最低利用期間の計算において、本契約における利用期間を引き継ぐものとします <u>（ビジネス通話プランを除く）</u>。</p>

～2023年3月23日

2023年3月24日～

(料金の支払義務)

第 15 条 契約者は、本サービスの提供開始日から起算して、解約日までの期間について、[料金](#)の支払を要します。本規約における「料金月」とは、1 の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。

2 契約者は、提供開始日を含む月及び解約日を含む月の料金として、料金表に定める金額（音声認識利用料(Google)（利用料に限ります。）を除きます。）を日割り計算により算出した日数分の料金を支払うものとします。

3 [契約者（インターネットコース\(Google\)および VPN コース\(Google\)に係る者に限ります。）は、当社が測定した音声認識利用時間と別紙「料金一覧」の規定に基づいて算定した音声認識利用料\(Google\)（利用料に限ります。）の支払を要します。](#)

4 本装置及び第 24 条（通話音声取得装置の保守）に定める保守サービスの料金は、別紙「料金一覧」のうち「2-2 通話音声取得装置に関する料金及び工事費」に定める「機器保守料金」の通りとしますが、詳細は当社担当者が個別に提示する料金表によるものとします。

契約期間が 1 年を超過する場合、別途、第 1 条（許諾の範囲）に定める契約者と指定業者による保守サービス契約を更新する必要があります。それに伴い、保守サービスの料金が別途年に 1 回の頻度にて発生します（契約期間が 1 年未満である場合は「通話音声取得装置初期費」に含まれるため、発生しません。）。

5 利用中止又は利用停止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

(料金の支払義務)

第 15 条 契約者は、本サービスの提供開始日から起算して、解約日までの期間について、[別紙「料金一覧」のうち「2 コース及び料金」に定める料金](#)の支払を要します。本規約における「料金月」とは、1 の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。

2 契約者は、提供開始日を含む月及び解約日を含む月の料金として、料金表に定める金額（音声認識利用料(Google)（利用料に限ります。）を除きます。）を日割り計算により算出した日数分の料金を支払うものとします。

3 [削除](#)

4 本装置及び第 24 条（通話音声取得装置の保守）に定める保守サービスの料金は、別紙「料金一覧」のうち「2-2 通話音声取得装置に関する料金及び工事費」に定める「機器保守料金」の通りとしますが、詳細は当社担当者が個別に提示する料金表によるものとします。契約期間が 1 年を超過する場合、別途、第 1 条（許諾の範囲）に定める契約者と指定業者による保守サービス契約を更新する必要があります。それに伴い、保守サービスの料金が別途年に 1 回の頻度にて発生します（契約期間が 1 年未満である場合は「通話音声取得装置初期費」に含まれるため、発生しません。）。

5 利用中止又は利用停止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

～2023年3月23日	2023年3月24日～
6 契約者がレンタルサービスを選択した場合、本条に定める料金のうち、レンタルサービスにかかる料金については、レンタルサービス契約に基づき契約者から指定業者に支払うものとしします。	6 契約者 (ビジネス通話プランを除く) がレンタルサービスを選択した場合、本条に定める料金のうち、レンタルサービスにかかる料金については、レンタルサービス契約に基づき契約者から指定業者に支払うものとしします。

～2023年3月23日

2023年3月24日～

(工事費の支払義務)

第 16 条 本サービス契約の申込みまたは工事を要する変更申込みをし、その承諾を受けたときは、契約者は、別紙「料金一覧」に規定する工事費の支払いを要します。本サービスの工事費とは、別紙「料金一覧」に定める通り「サービス工事費」及び「[通話音声取得装置に関する料金及び工事費](#)」の合計額とします。ただし、工事の 5 営業日前までに工事の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われている場合は、当社はこれを返還します。

2 契約者がレンタルサービスを選択した場合、本条に定める料金のうち、レンタルサービスにかかる料金については、レンタルサービス契約に基づき契約者から指定業者に支払うものとします。

(工事費の支払義務)

第 16 条 本サービス契約の申込みまたは工事を要する変更申込みをし、その承諾を受けたときは、契約者は、別紙「料金一覧」に規定する工事費の支払いを要します。本サービスの工事費とは、別紙「料金一覧」に定める通り「サービス工事費」及び「[通話音声取得装置に関する料金及び工事費](#)」([ビジネス通話プランを除く](#))の合計額とします。ただし、工事の 5 営業日前までに工事の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われている場合は、当社はこれを返還します。

2 契約者がレンタルサービスを選択した場合、本条に定める料金のうち、レンタルサービスにかかる料金については、レンタルサービス契約に基づき契約者から指定業者に支払うものとします ([ビジネス通話プランを除く](#))。

～2023年3月23日

2023年3月24日～

(データ等に関する責任)

第 19 条 第 25 条 (責任の制限) の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ (以下「保存データ」といいます。) 及び本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ (コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。) が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

2 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。

3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

(データの確認・複製)

第 20 条 当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、保存データ及び生成等データを確認、複写又は複製することがあります。

2 当社は、前項の用途以外で保存データ及び生成等データにアクセス又は利用しないものとします。

(データ等に関する責任)

第 19 条 第 25 条 (責任の制限) の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ (以下「保存データ」といいます。) 及び本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ (コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。) が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

2 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。

3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

(データの確認・複製)

第 20 条 当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、保存データ及び生成等データを確認、複写又は複製することがあります。

2 当社は、前項の用途以外で保存データ及び生成等データにアクセス又は利用しないものとします。

3 当社は前項に加え、保存データのうち、複数の契約者に関する情報から共通要素を抽出し、集計して得られるデータ (以下「統計データ」という) に加工した上で、以下の目的において、自ら利用し、本サービスの提供に必要な技術の一部を提供するコグニティ株式会

～2023年3月23日

2023年3月24日～

社に提供することができます。

(1) 利用する情報：契約者が入力したテキスト、用語等の文字データ・音声データ、本サービスの利用により生成した文字データ・音声データ及びそれらを再生成した文字データ・音声データ（以下これらを総称して「サービスログ」といいます。）

(2) 利用する目的：当社及びコグニティ株式会社の提供するサービスの向上のため

4 契約者は、統計データに関する権利が当社に帰属することに同意します。

5 当社は、前項の規定にかかわらず、契約者の明示的な同意なくサービスログを音声認識への学習には利用しません。

~2023年3月23日

2023年3月24日~

第 6 章 [通話音声取得装置](#)

第 6 章 [通話音声取得装置（ビジネス通話プランを除く）](#)

～2023年3月23日

2023年3月24日～

(責任の制限)

第 25 条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負いません。

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る料金（[音声認識利用料\(Google\) \(利用料に限ります。\)](#)を除きます。）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(責任の制限)

第 25 条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負いません。

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る料金（[音声認識利用料\(Google\) \(利用料に限ります。\)](#)並びに[ビジネス通話プランの音声認識利用料及びビジネス通話プラン会話分析レポートオプション利用料を除きます。](#)）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

～2023年3月23日

2023年3月24日～

(免責)

第26条 当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決するものとし、当社に責任も負担させないものとします。

2 当社は、本装置に関する製造物責任を負わないものとし、また、契約者による本サービス以外での本装置の利用について責任を負わないものとします。また、本装置を契約者自ら利用している機器等へ接続した結果、契約者が既に利用している各種設備等へ及ぼす影響について、当社は責任を負わないものとします。

3 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、この責任を負わないものとします。

4 当社は、本規約の変更等により、契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造又は変更（以下本条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しないものとします。

5 本規約に明示的に規定されている場合を除き、当社は、商品性、正確性、特定目的への適合性、非侵害性又は中断のない使用に関する黙示の保証を含む全ての保証を否認します。当社は、本装置の故障、不具合等により本サービスが利用できなかった場合および音声認識結果による料金の減額又は返金は実施しません。

6 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、

(免責)

第26条 当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決するものとし、当社に責任も負担させないものとします。

2 当社は、本装置に関する製造物責任を負わないものとし(ビジネス通話プランを除く)、また、契約者による本サービス以外での本装置の利用について責任を負わないものとします。また、本装置を契約者自ら利用している機器等へ接続した結果、契約者が既に利用している各種設備等へ及ぼす影響について、当社は責任を負わないものとします。

3 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、この責任を負わないものとします。

4 当社は、本規約の変更等により、契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造又は変更（以下本条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しないものとします。

5 本規約に明示的に規定されている場合を除き、当社は、商品性、正確性、特定目的への適合性、非侵害性又は中断のない使用に関する黙示の保証を含む全ての保証を否認します。当社は、本装置の故障、不具合等により本サービスが利用できなかった場合および音声認識結果による料金の減額又は返金は実施しません。

6 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法

～2023年3月23日	2023年3月24日～
<p>法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準 拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される 最大限の範囲にて当社は免責されます</p>	<p>法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法 の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限 の範囲にて当社は免責されます</p> <p><u>7 ビジネス通話プランにおいて、株式会社 NTT ドコモが提供する「通話録音サービス」</u> <u>からの音声ファイルを受信できない場合、本サービスの機能を正常に提供できないことがありま</u> <u>す。</u></p> <p><u>8 当社が運用上必要と判断した場合に生じる通話試験の音声認識利用料は、お客様負担と</u> <u>します。</u></p>

～2023年3月23日

2023年3月24日～

別紙料金一覧

2. コース及び料金

2-1-1 [サービス料金](#)

[本サービス](#)利用時に発生する[コース](#)は下表の通りとします。料金詳細は、別途当社担当者より個別に提示するものとします。

(1) 音声認識エンジン COTOHA 利用の場合

① システム利用料

料金項目	コース	単位
システム利用料	インターネットコース(COTOHA)	契約毎
	VPN コース(COTOHA)	

② 音声認識利用料

料金項目	利用時間/日	利用日	単位
音声認識利用料(COTOHA)	8 時間	月～金	外線数毎
		毎日	
	10 時間	月～金	
		毎日	
	12 時間	月～金	
		毎日	
	24 時間	毎日	

別紙料金一覧

2. コース及び料金

2-1-1 [サービス料金 \(リアルタイムプラン月額利用料\)](#)

[リアルタイムプラン](#)利用時に発生する[月額の利用料](#)は下表の通りとします。料金詳細は、別途当社担当者より個別に提示するものとします。

(1) 音声認識エンジン COTOHA 利用の場合

① システム利用料

料金項目	コース	単位
システム利用料	インターネットコース(COTOHA)	契約毎
	VPN コース(COTOHA)	

② 音声認識利用料

料金項目	利用時間/日	利用日	単位
音声認識利用料(COTOHA)	8 時間	月～金	外線数毎
		毎日	
	10 時間	月～金	
		毎日	
	12 時間	月～金	
		毎日	
	24 時間	毎日	

～2023年3月23日

2023年3月24日～

(2) 音声認識エンジン Google 利用の場合

① システム利用料

料金項目	コース	単位
システム利用料	インターネットコース(Google)	契約毎
	VPN コース(Google)	

② 音声認識利用料

料金項目	単位
音声認識利用料(Google)※ 基本料	外線数毎
音声認識利用料(Google)※ 利用料	1 分毎(音声認識利用時間による 従量課金)

※音声認識エンジン Google 利用の場合、音声認識利用料は基本料と利用料の両方が発生します。

※音声認識利用料(Google)の料金算出に利用する音声認識利用時間は、本装置から本サービスのサーバーに到達した音声通話の合計時間を 1 通話毎に 15 秒ごとに切り上げた通話時間を合算して計算します。これらは本サービスのサーバー上で測定するものとします。

(2) 音声認識エンジン Google 利用の場合

① システム利用料

料金項目	コース	単位
システム利用料	インターネットコース(Google)	契約毎
	VPN コース(Google)	

② 音声認識利用料

料金項目	単位
音声認識利用料(Google)※ 基本料	外線数毎
音声認識利用料(Google)※ 利用料	1 分毎(音声認識利用時間による 従量課金)

※音声認識エンジン Google 利用の場合、音声認識利用料は基本料と利用料の両方が発生します。

※音声認識利用料(Google)の料金算出に利用する音声認識利用時間は、本装置から本サービスのサーバーに到達した音声通話の合計時間を 1 通話毎に 15 秒ごとに切り上げた通話時間を合算して計算します。これらは本サービスのサーバー上で測定するものとします。

～2023年3月23日

2023年3月24日～

2-1-2 契約変更内容一覧

2-1-1 に定めるコース変更時の申込み期限は、下表の通りとします。

変更内容		申込期限
外線数の変更	増やす場合	変更希望日の 20 営業日前
	減らす場合	変更希望月前月末から 20 営業日前
利用時間の変更	増やす場合	変更希望日の 20 営業日前
	減らす場合	変更希望月前月末から 20 営業日前
利用日の変更	月～金から毎日にする場合	変更希望日の 20 営業日前
	毎日から月～金にする場合	変更希望月前月末から 20 営業日前
音声認識開始時間の変更		変更希望日の 20 営業日前
音声認識エンジンの変更		変更希望月前月末から 20 営業日前
グローバル IP アドレスの変更		変更希望日の 20 営業日前
その他の変更		変更希望日の 20 営業日前

2-1-2 契約変更内容一覧 ([リアルタイムプラン](#))

2-1-1 に定めるコース変更時の申込み期限は、下表の通りとします。

(1) [インターネットコース、VPN コース \(COTOHA、Google 共通\)](#)

変更内容		申込期限
外線数の変更	増やす場合	変更希望日の 20 営業日前
	減らす場合	変更希望月前月末から 20 営業日前
利用時間の変更	増やす場合	変更希望日の 20 営業日前
	減らす場合	変更希望月前月末から 20 営業日前
利用日の変更	月～金から毎日にする場合	変更希望日の 20 営業日前
	毎日から月～金にする場合	変更希望月前月末から 20 営業日前
音声認識開始時間の変更		変更希望日の 20 営業日前
音声認識エンジンの変更		変更希望月前月末から 20 営業日前
グローバル IP アドレスの変更		変更希望日の 20 営業日前
その他の変更		変更希望日の 20 営業日前

~2023年3月23日

2023年3月24日~

2-1-3 サービス工事費

料金項目	単位	工事費の額 (税抜)	工事費の額 (税込)
初期工事費	契約毎	100,000 円	110,000 円
変更工事費	契約毎	50,000 円	55,000 円

※同時に複数の契約変更を申し込んだ際は、1 契約分の変更工事費とします。

2-1-3 サービス工事費 ([リアルタイムプラン](#))

料金項目	単位	工事費の額 (税抜)	工事費の額 (税込)
初期工事費	契約毎	100,000 円	110,000 円
変更工事費	契約毎	50,000 円	55,000 円

※同時に複数の契約変更を申し込んだ際は、1 契約分の変更工事費とします。

～2023年3月23日

2023年3月24日～

2-2 [通話音声取得装置に関する料金及び工事費](#)

通話音声取得装置の料金及び工事費は下表の通りとします。料金詳細は、別途当社担当者より個別に提示するものとします。

また、契約者がレンタルサービスを選択した場合は、指定業者より個別に提示するものとします。

2-2 [通話音声取得装置に関する料金及び工事費（リアルタイムプラン）](#)

通話音声取得装置の料金及び工事費は下表の通りとします。料金詳細は、別途当社担当者より個別に提示するものとします。

また、契約者がレンタルサービスを選択した場合は、指定業者より個別に提示するものとします。

2-3-1 [サービス料金（ビジネス通話プラン月額利用料）](#)

[ビジネス通話プラン利用時に発生する月額の利用料は下表の通りとします。料金詳細は、別途当社担当者より個別に提示するものとします。](#)

(1) [ビジネス通話プラン](#)

① [システム利用料](#)

料金項目	コース	単位
システム利用料	ビジネス通話プラン基本利用料（1～50ID）	契約毎
	ビジネス通話プラン基本利用料（51～100ID）	
	ビジネス通話プラン基本利用料（101～500ID）	
	ビジネス通話プラン基本利用料（501～1,000ID）	
	ビジネス通話プラン基本利用料（1,001～5,000ID）	
	ビジネス通話プラン基本利用料（5,001～10,000ID）	

② [音声認識利用料](#)

料金項目	単位
----------------------	--------------------

~2023年3月23日

2023年3月24日~

音声認識利用料※

1 時間毎(音声認識利用時間による従量課金)

③ オプション利用料 (利用の都度発生)

<u>料金項目</u>	<u>単位</u>
<u>会話分析レポートオプション</u>	<u>レポート件数</u>

※音声認識利用料の料金算出に利用する音声認識利用時間は、本装置から本サービスのサーバーに到達した音声通話の合計時間を1通話毎に15秒ごとに切り上げた通話時間を合算して計算します。これらは本サービスのサーバー上で測定するものとします。

2-3-2 契約変更内容一覧 (ビジネス通話プラン)

2-3-1 に定めるコース変更時の申込み期限は、下表の通りとします。

<u>変更内容</u>		<u>申込期限</u>
<u>ID 数の契約レンジの変更</u>	<u>増やす場合</u>	<u>変更希望日の 20 営業日前</u>
	<u>減らす場合</u>	<u>変更希望月前月末から 20 営業日前</u>
<u>会話分析レポートオプション</u>	<u>追加</u>	<u>変更希望日の 20 営業日前</u>
	<u>解約する場合</u>	<u>変更希望月前月末から 20 営業日前</u>
<u>その他の変更</u>		<u>変更希望日の 20 営業日前</u>

2-3-3 サービス工事費 (ビジネス通話プラン)

~2023年3月23日	2023年3月24日~
-------------	-------------

	<u>料金項目</u>	<u>単位</u>	<u>工事費の額（税抜）</u>	<u>工事費の額（税込）</u>
	<u>初期工事費</u>	<u>契約毎</u>	<u>100,000 円</u>	<u>110,000 円</u>
	<u>変更工事費</u>	<u>契約毎</u>	<u>50,000 円</u>	<u>55,000 円</u>
<p>※同時に複数の契約変更を申し込んだ際は、1 契約分の変更工事費とします。</p>				

~2023年3月23日	2023年3月24日~
<p>附則（令和3年5月31日 A P S 1サ00786988号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>この規約は、令和3年5月31日から実施します。</p> <p>附則（令和3年7月16日 A P S 1サ00806930号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和3年7月26日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</p> <p>附則（令和4年3月1日 A P S 1サ00886788号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和4年3月3日から実施します。</p> <p>2 前項に関わらず、第26条第5項は、令和4年4月3日から実施します。</p>	<p>附則（令和3年5月31日 A P S 1サ00786988号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>この規約は、令和3年5月31日から実施します。</p> <p>附則（令和3年7月16日 A P S 1サ00806930号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和3年7月26日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</p> <p>附則（令和4年3月1日 A P S 1サ00886788号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和4年3月3日から実施します。</p> <p>2 前項に関わらず、第26条第5項は、令和4年4月3日から実施します。</p> <p><u>附則（令和5年3月17日 C A S 1サ01035569号）</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p>1 <u>この改正規定は、令和5年3月24日から実施します。</u></p>

~2023年3月23日

2023年3月24日~

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の再現に当社が改正前の COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン 利用規約の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日に置いて、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン 利用規約
COTOHA Voice Insight リアルタイムプランに係る契約

COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン/ビジネス通話プラン 利用規約
COTOHA Voice Insight リアルタイムプラン/ビジネス通話プランに係る契約

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。